

## 会議の公開に関する指針

## 1. 趣旨

この指針は、本市における審議会、協議会等（以下「審議会等」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

## 2. 対象

この指針の対象となる会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定により設置された審議会等の会議とする。

## 3. 会議の公開基準

会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

（1）法令等の規定により、会議が非公開とされる場合

（2）会議において富田林市情報公開条例（平成11年富田林市条例第24号）第6条各号に該当する情報又は富田林市個人情報保護条例（平成13年富田林市条例第8号）第13条各号に該当する情報について審議等をする場合

（3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあり、会議の目的が達成できないと認められる場合

## 4. 公開・非公開の決定

（1）会議の公開・非公開の決定は、審議会等に諮って行うものとする。

（2）審議会等が会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

## 5. 公開の方法等

（1）公開で行う会議については、傍聴できる定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設け、傍聴を希望する者の傍聴を認めるものとする。

（2）傍聴を希望する者が定員を超えるときは、原則として、先着順とするが、必要に応じて傍聴者数の増員や抽選によることができる。

（3）会議を円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴者の退席を命ずることができる。

（4）報道機関の取材活動に配慮するものとする。

（5）会議を公開する場合は、審議会等が必要と認めた会議資料を傍聴人に配布するものとする。ただし、図面等で配布できない資料については、会議の会場に備え閲覧できるようにするものとする。

## 6. 会議開催の周知

(1) 公開で行う会議の開催の周知は、おおむね会議の開催日の2週間前までに、行うものとする。ただし、会議が緊急に開催される必要が生じた場合はこの限りでない。

(2) 会議開催の事前公表は、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ（別記様式）を市庁舎1階情報コーナーに掲示する等の方法により行うものとする。また、市のウェブページでの公開を含むのものとする。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時及び場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴手続に係る特記事項
- カ 問い合わせ先
- キ その他

7. 議事録等の作成

会議の議事録等を作成するときは、別に定める「議事録等の作成に関する指針」により作成し、会議資料と共に保存する。

8. 情報提供

公開された会議については、会議録又は会議の結果を会議の資料と併せて市庁舎1階情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供することや市のウェブページでの公開等により公表に努めるものとする。

9. その他

市長は、その設置する審議会等の名称及び任務の内容等について一般に知らせるよう努めなければならない。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。